県民の皆さんに取り組んでいただきたいこと (第4条など)



避難場所や家族との連絡の方法 を事前に話し合っておきましょう

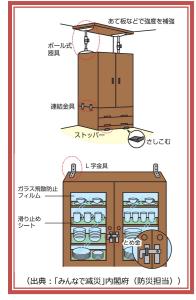


食糧等の必需品を備蓄しておきましょう 「食糧、水は3日分の備蓄を!」

非常持出袋を常備し ておきましょう



自主防災組織の活動 や防災訓練に積極的に 参加しましょう



家具の転倒防止や建物の耐震化を進めましょう





災害の警報や避難の情報をしっかり聞いて、災害や危機に備えましょう



災害や危機のときはまず自ら の生命・身体を守り、避難や 危険回避の行動をとりましょう



感震ブレーカーの設置により電気火災を防ぎましょう

地震後の火災の多くは電気が原因で起こります。感震ブレーカーは感震器で感知した地震信号が設定値以上になったときに、配線用ブレーカー・漏電ブレーカー等を遮断しますので、地震後の火災を防ぐためにとても有効です。

事業者の皆さんに取り組んでいただきたいこと (第5条など)



地域社会の一員として助け合いましょう



災害や危機事象発生時に、 業務を早期に復旧できるよう、 業務継続計画(BCP)を作 成しましょう



防災訓練を積極的に実施しましょう

(イラスト提供:全国消防長会)

このパンフレットに関するお問い合わせ 鳥取県 危機管理局 危機管理政策課

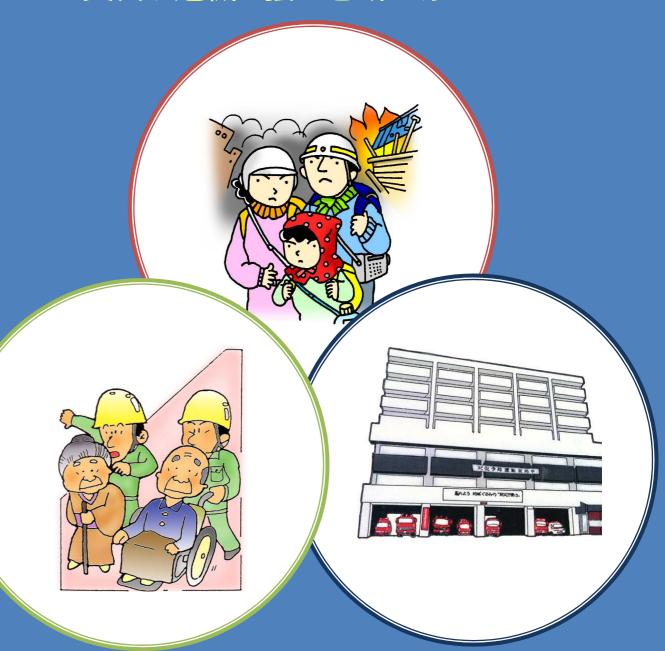
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話: 0857-26-7584(直通) FAX: 0857-26-8137

E-mail: kikikanri-seisaku@pref.tottori.jp

鳥取県防災及び危機管理 に関する基本条例

(平成21年7月施行・平成26年4月1日一部改正)

みんなで取り組もう! 災害や危機に強い地域づくり!!



鳥取県

条例制定のねらいと改正の理由

- ○条例制定のねらい(平成21年7月施行)
- ①防災・危機管理対策の基本方針を定めること
- ②基本方針にのつとり防災・危機管理対策を推進すること
- ③県民の防災・危機管理意識を高め、防災・危機管理活動への参加・協力を県民運動として推進すること
- →鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例では、防災・危機管理対策の基本方針を定めるとともに、県民、事業者、 市町村、県、国がそれぞれの役割を果たし、相互に連携していくことで、災害・危機から県民の皆さんの生命、身体、財産 が守られ、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目指しています。
- ○条例改正の理由(平成 26 年 4 月一部改正)

1 県民の防災・危機管理の活動の推進に取り組みます

な運動を推進するための施策に取り組みます。 (第 10 条)

民の皆さんに周知します。(第11条)

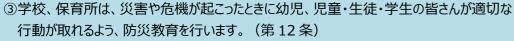
条例の内容

条例制定後、豪雪や豪雨などによる被害、他県では東日本大震災等の大きな災害を経験したことから、これらから学ん だ教訓や知識を盛り込んだ内容となるよう条例を改正しました。

んの「自助」「共助」



さんが適切な行動ができるよう、防災や危機管理の基本的な考え方に対する県民の皆 さんの理解を深め、また、防災や危機管理に役立つ行動が県民の皆さんに定着するよう



②市町村は、住民の皆さんが災害や危機が起こったときに適切な行動ができるよう、必要な

情報を提供します。特に防災情報を記載した防災マップを作成し、内容や活用方法を住

①県は、市町村やそのほかの関係機関と協力して、災害や危機が起こったときに県民の皆

- ④事業者は、災害や危機が起こったときに従業員の皆さんが適切な行動が取れるよう、防災 訓練や研修を行います。(第12条)
- ⑤市町村は、災害や危機が起こったときに住民の皆さんが適切な行動が取れるよう、防災訓 練や研修を行います。(第12条)
- ⑥自主防災組織は、住民の皆さんが活動内容を理解し、多くの方に活動に参加してもらえる よう取り組みます。また、災害や危機が起こったときには、防災や危機管理のための活動に 取り組みます。 (第13条)
- ⑦市町村は、自主防災組織の結成や活動への支援、災害ボランティア活動のための環境整 備を進めます。 (第 13 条、第 14 条)
- ⑧県は、事業者の事業継続計画の作成のために必要な支援を行います。 (第15条)

2 災害又は危機に強いまちづくりに努めます

- ①市町村と県は、地域における居住者の減少や孤立集落発生の危険性等を理解した上 で、その地域の実情にあったまちづくり、災害や危機が起こったときに消防・救助・医療等 の措置が行いやすいまちづくりに努めます。(第 17 条)
- ②県は、洪水や土砂災害の発生を防止する施設、地震の被害を軽減する施設などを計画 的に整備します。(第18条)
- ③県は、建築物の耐震診断・耐震改修を促進します。(第19条)

条例改正のポイント(1)

災害等から身を守る ためには県民の皆さ が大切です。県民運動 として防災・危機管理 に取り組みましょう。



条例改正のポイント②

地域の状況は変化し ていきます。その変化 に応じて、災害等から 身を守ることができ るまちづくりを進め ていきます。

3 被災者の支援の基本的な考え方をまとめました

①「自助」「共助」「公助」の総合的な推進

②被害の軽減に向けた対策の積み重ね

→県民の皆さん、事業者の皆さん、市町村、県、国

がそれぞれの役割を果たすことで、災害や危機に

③リスクを勘案した戦略的な対応

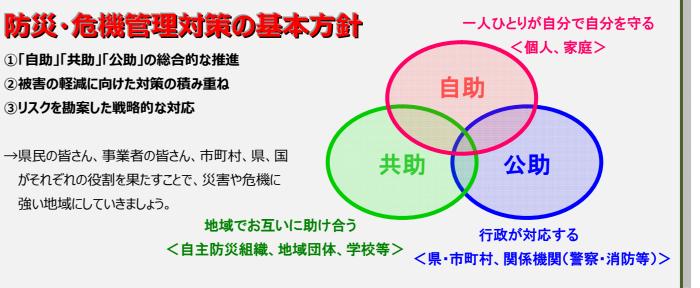
強い地域にしていきましょう。

- ①災害対策基本法の改正により、市町村には避難行動要支援者名簿の作成が義務付けら れました。市町村は避難行動要支援者がその特性に応じて円滑、迅速に避難できる体制 の整備を行います。(第21条)
- ※避難行動要支援者とは・・・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等のうち、災害や危機が起こ ったとき、起こるおそれがあるときに、自分で円滑・迅速に避難行動を行うことが困難で支援が必要な人の ことです。
- ②市町村は、避難所に避難した情報を取りまとめ、整理します。特に避難行動要支援者の 避難状況、避難所の状況等の安全確保に必要な情報を収集・整理します。(第 23
- ③避難者は互いに助け合い、協力して避難所の自主運営に努めます。 (第24条)
- ④市町村と県は、他の市町村や都道府県への広域的な避難が必要な場合は必要な調整を 行います。(第25条)

4 事業者、市町村、県は、相互に連携します

- ①地域防災計画等の策定・変更時には県民の皆さんの意見をお聴きします。(第26条)
- ②県は、各関係機関と密接な連携を図り、協働を進めます。(第27条)
- ③市町村と県は、災害や危機が発生したときに備えて、生活物資の供給等が実施されるよう、 事業者とあらかじめ協定を締結します。(第28条)
- ④市町村、県は、県民の皆さんに情報を提供するため、報道機関等に協力を求めます。 (第
- ⑤県は、市町村と協議して防災や危機管理の指針を作成します。(第30条)





条例改正のポイント③

避難行動要支援者が 安心して避難できる 体制を作りましょう。 誰でも被災者になる 可能性があります。み んなで協力して災害 に備えましょう。

